

直方が子孫をおもふ真心の餘恩といふべし。

○多賀蜜丸

蜜丸は、多賀氏の製薬にて、高名なる藥劑なり。傳に云ふ。此の藥方は原と舊藩主前田家所有の稀法なりしを、貞享年間參議從三位綱紀卿、多賀信濃直方寵幸の際、製方を許傳せられ、爾來藩公の服用の分も多賀氏にて製進す。また諸藩士の懇望に依つて、右製造の餘分をば僅かに配分し來るのみなりしゆゑ、金澤市中といへども、其の製薬をば容易に得がたく、藩士の家方なれば、尤他國他領へ販賣する事もなく、世々家方の秘法なりしを、信濃直方六世の孫多賀直春、廢藩置縣の良辰に乘じ、普く發賣して天下の人民に及さんと欲し、明治七年改正の御布告に據つて、方法の調査を仰ぎ、文部省の免狀を拜受し、同九年七月更に内務省衛生局の免許を得、翌十年一月より改正發行せしめ、諸方に賣弘所を置き、追々聲譽を得、販賣増殖し、諸縣下に於て行はるといへども、程なく損失を醸し、從來の家屋も賣却し、微々たる事とは成りたり。

○正宗屋敷

絶す。此の時家屋を取疊み、邸地も取揚げられ、明地と成り、此の屋敷をば世人正宗屋敷と稱し、悪所としけるにより、其の後々まで人居住せずと云ひ傳へたりと。或は云ふ。天保年中此の隣地に居住せる丹羽氏、右明地をば少しく請地となし、我が地面へ請け込みけるに、程なく長屋焼失す。是悪所の祟なりとて、請込地を返しけるとぞ。今に至り明地となしたり。

○古澤又右衛門傳話

舊傳に云ふ。古澤又右衛門は古澤氏の元祖にて、前田家に於て國初以前よりの譜代舊士の一人なり。藩祖大納言利家卿いまだ尾州荒子にましませし頃よりの御家人にて、利家卿御俗稱を又左衛門と名乗給ふ頃、又の字を賜はり、又右衛門と稱す。村井又兵衛・原田又右衛門・古澤又右衛門の三人皆荒子以來奉仕せし譜代の舊士、又の字拜領の者共なりと云ひ傳へたりとぞ。關屋政春の古兵談に云ふ。天正十二年能州末森城後卷の時、佐々成政敗軍越中へ引取ける時、賀州鳥越城を襲ふ處、城代に入置る、目賀田又右衛門・丹羽源十郎・古澤又右衛門三人の内目賀田・丹羽兩人城を明け

此の屋敷は、多賀氏の並なる邸地にて、延寶の金澤圖に、古澤豊左衛門と記載し、その北隣は中川八右衛門とあり。元祿六年の土帳に、中川八右衛門御普請會所向みそぐら町と見わたり。此の時世は此の地邊へかけ味噌倉町と呼びたりしと聞ゆ。古澤豊左衛門が名は、右土帳には記載せず。寛文元年の土帳に射手二百石古澤宗右衛門、同十一年の土帳に射手組二百石古澤豊左衛門、元祿元年の土帳に馬廻組三百石古澤豊左衛門とあり。此の子孫名を又右衛門と云ふ。舊傳に云ふ。昔此の屋敷に古澤又右衛門居住す。或時何れの人なりけん、袋入の刀を持來り、取次の者へ渡し往きけり。定めて刀商人などの持來れるならん、必ず重ねて來るべしと、見もせず其の儘預り置きけるが、其の頃城中與納戸奉行の裁許せる寶藏に納められし正宗の刀一腰、見當らざるよし沙汰しけり。故に件の刀甚だいぶかしく思ひ、袋より出し見るに、果して正宗の銘ある寶刀なり。又右衛門甚だ打驚き、取敢へず支配頭まで其の由を有りのまゝ届出でたりといへども、届方前後しけるゆゑ申分判然せず。又右衛門の失錯と成り、知行沒收せられ、一旦家系斷

退く。古澤又右衛門は其頃手を負ひ、養生として能州浦浦へ湯治して留守の内なり。古澤の家禮留守居の者兩人明け退く事を口惜しく思ひ、跡に居残り討死す。依て目賀田・丹羽兩人は御追放に相成、古澤は後々まで子孫連綿相續して御奉公仕と、古澤助六物語也と。按ずるに、末守記等には古澤が事を記載せず。

○九人橋

金澤橋梁記に、九人橋味噌蔵町とあり、昔は此の橋の上下共に味噌蔵町と呼べりといへり。此の橋は舊藩中は惣構堀の江川に架けたる橋梁也。故に橋爪に橋番人の家ありて、惣構組と惣構肝煎の裁許地なり。然るに明治廢藩の際惣構堀を廢し、橋下を埋め土橋となしけるゆゑに、今は橋梁ありし地悉く往來地と變じ、従前の景況と甚だ遠へり。

○九人橋之俗談

北國巡杖記に云ふ。城下味噌蔵町といへる武士町に、九人橋とて小橋ありけるが、晝夜をいはず、此の橋を十人並び渡るに一人の影見えず、残り九人の影のみうつれり。いかにもあやしとおもふ人々、さまざまと渡り直して見れど